

報告第 15 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(福祉部関係)

1	専 決 年 月 日	令和元年 9 月 5 日
	相 手 方	豊川市在住の 5 0 代男性
	損害賠償の額	8 6 , 4 4 5 円
	概 要	令和元年 7 月 3 0 日午前 8 時 3 4 分頃、豊川市市田町御所ヶ谷津 2 1 番 9 地先の市道において、指定管理者の職員の運転する自動車相手方の配偶者の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。
2	専 決 年 月 日	令和元年 9 月 5 日
	相 手 方	豊川市在住の 8 0 代男性
	損害賠償の額	9 6 , 8 2 2 円
	概 要	令和元年 7 月 3 0 日午前 1 0 時 3 0 分頃、豊川市西塚町 1 丁目 6 3 番地の駐車場において、職員の運転する自動車相手方の所有する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和元年 8 月 2 3 日
	相 手 方	新城市在住の 6 0 代男性
	損害賠償の額	7 9 1 , 5 4 7 円
	概 要	令和元年 5 月 2 2 日午後 7 時 1 5 分頃、豊川市本野ケ原四丁目 5 番地先の市道において、相手方の子の運転する自動車は路面から突出したマンホールの蓋に接触し、当該自動車の一部が破損した。